

大分県外登録者への受講証明書の発行について

やむを得ない事由が認められる場合には所定の手続きを経ることにより、登録地以外で法定講習を受講し、受講証明書の発行が受けられます。

所定の手続きとは

- 1 受講を希望する都道府県の法定講習実施団体へ受講可能かの確認が必要です。
全日本不動産協会大分県本部 ☎097-534-3839は受講可能ですのでお問合せ下さい。
- 2 上記 1 でOKの確認が取れた場合は自身の登録地の都道府県に「他の都道府県での受講許可申請書」を提出し承認をもらう。
まず、1 の法定講習会実施団体に受講の可否を問合せする作業があることにご注意下さい。

所定の手続きが終了し、登録地発行の受講許可書が届いたら①宅地建物取引士証交付申請書に必要事項を記入し②を貼付して

- ②カラー写真 1枚 縦3センチ 横2.4センチ(6ヶ月以内に撮影されたもの)
- ③受講料 12,000円と④登録地発行の受講許可書を持参又は現金書留で受付期間内にお申込み下さい。

また、受講当日は筆記用具以外に特に準備するものではありませんが、受付が9時00分から9時25分までで、遅刻をされると受講ができなくなりますのでご注意ください。
なお、法定講習会終了後に宅地建物取引士証交付申請書一番下の講習実施者に当協会が記名押印し受講証明書としてお渡しします。当該申請書をもって登録地の全日本不動産協会に宅地建物取引士証の交付申請をして下さい。